

市・府民税(特別徴収)納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日 (あて先) 泉大津市長	所在地(住所)	
	名称(氏名)	
	特別徴収義務者 指定番号	
	法人番号	
地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。		
給与の支払いを受ける者の人数	常時勤務者 人	臨時勤務者 人
次年度以降の継続更新	する ・ しない	
※継続更新については、継続して市・府民税が課税された場合のみです。		
最近における地方税の滞納	有 ・ 無	
1.現に市税の滞納又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細		
2.申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	年 月 日	

上記届出により地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例を(承認・却下)してよろしいか。	決	課長	課長補佐	係長	担当者
	裁				

◆市・府民税(特別徴収)の納期の特例の制度について

(1)この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(2)この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市・府民税は、それぞれ次に掲げる納付期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納付期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで

税務課受付印